

タイにおけるデジタル資産に関する緊急勅令の制定

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

タイでは2018年5月13日、デジタル資産に関する以下の2つの緊急勅令が官報に掲載され、2018年5月14日に発効されました。

- (1) デジタル資産の規制に関連する立法¹
- (2) タイにおけるデジタル資産から生じた特定の利益に係る税務²

緊急勅令に関する主な内容は、以下の通りです。

デジタル資産の定義

デジタル資産とは、「仮想通貨(暗号通貨)及びデジタルトークン」であると定義されています。

- ▶ 仮想通貨は「物品、サービスもしくはその他のあらゆる権利の取得、又は他のデジタル資産との交換のための媒体として使用されるシステムもしくは電子ネットワーク上に生成される電子データ、及びタイ証券取引委員会 (Securities Exchange Commission: SEC) 理事会が規定するその他の電子データ」であると規定されています。
- ▶ デジタルトークンは、「以下の目的のためにシステム又は電子ネットワーク上に生成される電子データ」であると規定されています。
 - (1) プロジェクト又は事業に投資する個人の権利を特定する
 - (2) 発行者及び保有者の間に締結される契約上の規定に基づき、物品もしくはサービス又はその他の特定の権利を取得する権利を特定する。SEC理事会が規定するその他の権利の単位を含む

デジタル資産事業活動及びデジタル資産事業者

デジタル資産事業活動は、(1)デジタル資産交換所又は取引所、(2)デジタル資産仲買業、(3)デジタル資産売買、及び(4)財務省が規定するデジタル資産に関連するその他の活動から構成されています。デジタル資産事業者は、財務省の認可を取得する必要があります。

暫定措置

当該緊急勅令の対象となり、事業継続の認可を受けなければならない既存のデジタル資産事業者は、緊急勅令の発効日から90日以内(2018年8月10日まで)に、免許申請を行う必要があります。免許申請を提出すれば、事業者は係る免許申請が拒否されない限り、既存の事業運営を継続することができます。

ペナルティ

当該緊急勅令の規定に違反した者は、以下のような刑事罰、民事罰又はその両方の対象となります。

- ▶ SECの許可なく、又はデジタルトークン・ポータルサービス提供者のポータルを使用せずにITO/ICOを実施した者に対する罰則は、2年以下の禁固、50万タイ・バーツ以上でデジタルトークンの総販売収入の2倍を超えない金額の罰金、又はその併科。
- ▶ インサイダー取引に対する罰則は、2年以下の禁固、50万タイ・バーツ以上2百万バーツ以下の罰金、又はその併科。
- ▶ 市場操縦に対する罰則は、2年以下の禁固、50万タイ・バーツ以上2百万タイ・バーツ以下の罰金、もしくはその併科、又は5年以下の禁固、100万タイ・バーツ以上5百万タイ・バーツ以下の罰金、もしくはその併科で、違反による。

歳入法典の改正に関する緊急勅令(第19号)

デジタルトークンの保有による利益の分配又は利得、及び暗号通貨又はデジタルトークンの譲渡により得た収入の投資原価を超える部分は、15%源泉税の対象となります。

デジタルトークン発行者の許認可及び報告義務イニシャル・トークン・オファリング(Initial Token Offering: ITO)又はイニシャル・コイン・オファリング(Initial Coin Offering: ICO)を実施する資格のあるデジタルトークンの発行者は、株式会社又は公開株式会社である必要があります。また、発行者はSECから承認を得て、ITO/ICOに関する詳細及び目論見書案をSECへの提出を求められ、承認されれば、発行者の事業実績及び財務状況に係る法定報告が必要となります。

巻末注

1. 仏暦2561年、デジタル資産の事業運営に関する緊急勅令
2. 適用税率の公表に係る歳入法典の改正に関する緊急勅令2(第19号)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス パートナー jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

EYタイ

江橋 美恵 エグゼクティブ ディレクター mie.ebashi@th.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180607

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp